

蓮台野村の形成についての考察

—被差別部落「千本」のルーツを考える—

教育学部准教授 後藤 直

1 古代律令国家と京都

日本の歴史において人民を地域にしたがって行政的に組織し支配するという国の形態が成立したのは『大化の改新(645年)』のことである。これは天皇が国土創造の神の子であり、最高の支配者であるとして土地と人民を天皇の公地公民としたこと、そして日本に初めて『元号』をもたらしたことなどと共に法制度上の良賤の身分制度が初めて設けられたという点で身分差別の歴史を考える出発点と言える。

それ以前の豪族集団の征服—被支配の紛争関係の中で奴隷的存在とされた人々をそのまま記録して作成された計帳や戸籍には多くの混乱や誤りがあったようで、租庸調などの重税と強制労働によって苦しめられていた当時の人民の中では与えられた自分の土地を捨てて逃亡する者も数多くいた。貴族や寺社・豪族たちは、この逃亡者を抱え込んで未開の土地を開墾し富を構築していく。この動きは身分制度の社会的経済的基盤である公地公民制を揺るがし『荘園制』へと連なっていく。その後、有力貴族・寺社などの天皇家を巻き込んでの血で血を洗う争いの中で藤原氏が大きな力を持つことになり、そのひとつの結末として平安京への遷都が行われる。こうしたことから古代律令制において法制度的に作られた『賤民身分』は決して固定的なものではなく流動的なものだったと考えられる。

さて、平安京として成立する以前の京都はどんな様子であったのか？ 三方を山に囲まれた

京都は、北東から高野川、北山からは賀茂川そして西北からは桂川の水が、まさにたぎち流れる氾濫原であったようで、ここから『愛宕の国』と呼ばれていた。この愛宕に5世紀頃には古来の人々が小集落を形成して点在すると共に、中国から朝鮮を経て渡来してきた人々が勢力を広げていた。中でも桂川流域の水田化に成功し『葛野の国』を展開することになる秦氏と東山山麓の八坂郷を根拠とする高麗(狛)氏の存在は後の京都の生活・文化に大きな影響を与えたと考えられている。秦氏は大陸から機織技術を伝来させた渡来人であり京都西北部、北野白梅町あたりに勢力を張り松尾社を農耕神とすると共に仏教信仰の広がりの中で聖徳太子の発願を称えて太秦に広隆寺を創建している。また白梅町あたりにも北野廃寺とされている別の寺院も有していた。北野天満宮にしても菅原道真の怨霊を鎮めるものと伝えられているが、それ以前から農耕社会に慈雨をもたらす雷神が祭られていたと伝えられている。

一方、愛宕の国の東方に展開した高麗氏も秦氏と同様に聖徳太子発願によるという『八坂の五重塔』で有名な法観寺を創建し、八坂神社(祇園社)に農耕神を祭っていた。古代よりこの二つの地域のまとまりは、京に生きる人々に大きな精神的影響を及ぼしていた。それは両者の勢力圏のはずれに葬送の地として京都の北には蓮台野(船岡)・化野、鴨東には烏辺野という無常の地がおかれたことから明らかである。

前出の秦氏が新興貴族の藤原氏や朝廷と結びつき巨大な財力にものを言わせ、現堀川流域の干拓につとめて王城の地を整備し、ついに794年に平安遷都を迎えることとなる。唐の長安をまねて碁盤の目状に区画され建設された平安の都も京中に人家が密集していたわけではなく市域周辺は閑散とした田畠の状態であった。一方で都の中心となる朱雀大路は幅85メートルあり、その広さは牛馬の飼育にも利用されるといった様子であった。この朱雀大路を中心に右京（長安）・左京（洛陽）と都は二分されるが、その後の京の歴史は左京を中心に発展し朱雀大路が都の中心としてぎわうことはなくなる。この朱雀大路こそが現在の千本通りであり、この名の由来は蓮台野に千本の卒塔婆を立てたことによるとされている。つまり千本通りは蓮台野（船岡）の葬地への道となっていく。千本通りを挟んで位置する上品蓮台寺（香隆寺）は聖徳太子が母親の菩提寺として開いたとも言われているが、この葬送の地の墓守として創建され平安時代には天皇家の荼毘所として大きく栄える。後には千本釈迦堂（報恩寺）千本閻魔堂（引接寺）などが立ち並ぶこととなる。また今宮神社の地でも994年の創建以前から災厄の祓いが行われていた。

このように船岡および蓮台野の地は京中の人々にとって畏怖すべき地であった。

2 浄穢観の定着

古代律令制国家は身分制度としての貴賤観に加え、仏教の広がりの中で浄穢観を人々に定着、拡大させていく。すなわち穢れを避け、忌み嫌うということである。その穢れの最大のものとして認識されたのが『死』であり、それは古代身分制度が崩壊していくのと逆に当時の支配層だけでなく民衆にも深く入り込んでいくこととなる。「浄らかで聖なる存在である天皇の

居住する都を死穢から守る」ことが天皇・貴族にとって極めて重大な問題となり民衆にもそのことを徹底させるため死者を家の側に葬ることを禁止するなど忌避に関する細やかな規則を定めている。

このような中で直接、死穢に触れる特別な資格を持つ人々、もしくは穢れを専門に背負い込む人々が社会的に必要とされ、それを担ったのが非人と呼ばれた賤民たちであった。この非人とは近世身分制度におけるそれではなく「普通の人として扱われない人々」ということであり、具体的にはハンセン病患者、身体障害者、獄囚（犯罪者）さらには乞食と呼ばれる「人にモノを乞うことで生活する人々」などであった。彼らこそ社会がタブーとする穢れの処理を行い、その代償として支配者などからの施しで日々の糊口を塗していたのである。中世都市社会の進展の中で一定の権力の下に服従・保護・管理されるこうした非人（賤民）の集落が成立していくこととなる。その集落は交通の要所として人々が集まるところに成立し宿（夙）とも呼ばれた。京都におけるその初期のものが祇園社に隷属する非人集落であり八坂、清水坂などの「坂の者」あるいは「犬神人」などと呼ばれた。彼らは園社の境内や祭礼時の穢れの除去、掃除役、さらには鳥辺野の葬地を背景として京中の人々の葬送に関与し、やがて穢れたものを拭い取って処理することから、逆に施物を要求するなどの権益を持つようになる。しかし、この中世期の坂の者（犬神人）が現在の被差別部落に直接結びつくわけではない。彼らは祇園社から土地を与えられ、その後は農民・町人（商人）への道をたどるなど脱賤民化をはかった者も少なくはないからである。

3 蓮台野村の形成

蓮台野についても坂の者のような人々—非人

集落が存在していたかどうかは不明だが、少なくとも葬送に関与する人々がいたことは確かである。中世の蓮台野が否認の集住する地であったことは1304年の非人施行の記録からも明らかとなっている。これは単に社会的弱者・生活困窮者の救済ということだけでなく施行を行うことで「穢れ」を払いのけるという儀礼的なものであり、またそうした施行を通して穢れ除去の役割を持つ非人集団を支配層が管理・統制していく方策でもあった。なお、武士政権であった鎌倉・室町幕府は明確な形で賤民についての規定はつくってはいないが朝廷の存在する古代勢力の強い地域においては公家社会の穢れ観の影響が強く社会に定着していったと考えられる。

非人の集住する蓮台野から近世の穢多村に連なるとされる人々として初めて史料に登場するのが1307年の『野口の清目』である。清目とは貴族や寺社の支配に身を寄せ、その支配地の掃除役をつとめ、人間や牛馬の死体の処理をする仕事を担当する一「穢れ」を清める人のことであり、河原に居住していた人たちも多くいたことから『清目』または『河原者』とも呼ばれていた。清目による斃牛馬の処理とは、牛馬の死体の解体・皮革の生産などと結びつくこととなり、皮革の生産は武士社会にあって武具の材料として重要なものであり、野口の人々にとっても重要な生業の権利となっていた。

この野口がどの地域か断定はできないものの紫野・蓮台野などのいわゆる『京の七野』ということや後の江戸時代の地図から芦山寺通り千本東入るにあった『野口前町』あたりだと考えられる。この人々は『野口河原者』と呼ばれ、近衛家から屋地子免除の屋敷地を与えられ雑役を奉仕していたが主な生計は皮革の生産流通によって立てていた。1566（永禄9）年それまで嵯峨座で猪の肉を扱っていた人が皮も扱うようになったことに対し野口河原者が「皮革の生産流通はわれわれの権利であり、この事は近衛家

も認めている。猪の皮を扱うならわれわれに金を払うべきである」との争いを起こしている。このことから野口の人々が公事銭の賦課権という公的な権限をもつほどの力を有していたことがわかる。この野口河原者が後に蓮台野の地に移り、千本部落の源流となる。

野口の清目と河原者に関する記録には250年の隔りがあるが、この間の蓮台野・野口の人々の動向についてはよくわかっていない。が、大徳寺や北野社の記録に非人や河原者が葬送や庭掃除、建物の修理などに携わっていたことが散見される。例えば1490（延徳2）年、北野社が戦乱による焼け跡や汚穢始末をよその河原者に依頼したのに対し『千本の赤』と称する河原者が「北野社への代々の奉公」を主張して権益の回復を求めている。また、この河原者と思われる人物が禁裏（御所）の梅ノ木の剪定・植樹にもされたとの記録がある。ここは現在の楽只小学校の地であると思われ、これによって住んでいた河原者は現在の千本部落の場所へ移り、蓮台野を形成することとなったと考えられる。

4 京都における近世穢多村の成立

次に近世にいたるまでの京都の他の穢多村の形成を概観してみる。中世後期の京都は度重なる戦乱、一揆そして応仁の乱により上京市域の北は上御霊社あたりまでで、禁裏（御所）に隣接する北東部は田島となっていた。下京もまた高倉より東、五条通（現在の松原通）より南は野島化している状態であった。豊臣秀吉による御土居築造・都市改造計画で成立することになる寺町通りあたりから東はたびたび洪水によって水浸しとなる鴨の河原であった。この四条河原町あたりに『河原者』とも『河原細工人』とも呼ばれる人たちが中世末期に住み着くようになる。彼らは祇園社に隷属した犬神人の流れを持つ者と考えられるが、皮剥ぎ、皮なめしや造

園業、一部には農耕を営み、室町幕府の命による雑役、行刑役をもつとめていた。これらの人々とその居住地はいつの頃からか『あまべ』と称されていた。やがて上洛する織田信長や豊臣秀吉から四条寺町下がるあたりに居住し、六条河原田を支配する権利を認められ「禁制」や「折紙」が与えられていた。

ところが秀吉の御土居築造という都市改造計画の中で1587(天正15)年『あまべ』は三条橋東へと移転させられ、ここに京都の近世穢多村の頭村的な存在となっていく『天部村』が成立することとなる。一方、四条より南へ下がった六条河原あたりにも皮細工を営む人々が存在していた。六条河原は中世期には刑場であったため、この付近の人々が行刑役にかかわっていた。その代償として皮干し場が認めていたようである。こゝも秀吉の都市改造で寺院街となるのに伴い松原通り東洞院東入る稲荷町や河原町松原上がる穢多屋敷地、あるいは東六条あたりの下キコク馬場―北小路に移り住むこととなる。そのうち稲荷町に住む人々は市街地の発展などにより六条河原へ替地を命ぜられ、ここに『六条村』が成立する。六条村は行刑役の御役田地を与えられるが、その南半分は天部村が支配していた。下キコク馬場―北小路にも近世初頭には皮細工を営む集団が住んでいたが1642(寛永19)年に東本願寺新屋敷河原町松原に移り、さらに1670(寛文10)年に三条西土手の「御役田地」に移転し『北小路村』が成立する。北小路村には前述の六条村の人々も移ってきた事情もあってか、その後、六条村の組下(技郷)として位置づけられることとなる。また、北方の高野川・賀茂川の合流点西岸には、中世に河崎と称し15世紀中ごろには河原者の小屋が確認されている。彼らは清目とも『庭の者』とも呼ばれて造園業などにも従事し1584(天正12)年の京中の争乱においては京の七口の関の一つである今出川口をこの河原者が固めていたようで、こ

の河崎の河原者も江戸時代になると理由は不明だが天正年間(1573~92)に高野川東に移転させられ『川崎村』が成立する。こうして成立した近世の穢多村は行刑役と共に下村家の下での二条城掃除役にも人足を出していた。

5 野口と蓮台野の変遷

近世になると中世期の野口の河原者の系譜をひくと思われる人々の所在地が1637(寛永14)年の『洛中洛外絵図』によって明らかとなる。この絵図には、芦山寺通り千本東入る野口前町の北側に『御公儀藪』があり、その中に13軒の町屋が描かれており、これが野口の人々の居住地であったと考えられる。また現在、千本部落内にある蓮生寺の創立は、寺院規則によると1628(寛永5)年と記録されており、17世紀前半には千本野口の人々は自分たちの寺を建設・維持するだけの経済的基盤と社会的連帯感を持つ共同体を構成していたのである。この町の人々をまとめていたのが年寄甚右衛門である。彼は六条河原の御役田地支配をめぐる六条村・天部村の紛争の仲裁に、川崎村の年寄りと共に入れるほどの実力者であった。千本野口は下村家のもとで二条城掃除役を140人出していたが行刑役にはついていなかった(図1)。

一方、寛文年間(1661~72)に描かれ1679(延宝7)年6月に町名などを書き加えたとされる『洛中洛外大図』に『穢多村』と記されている蓮台野村は同じく140人の人足を出していた他に、行刑役をも担っていたようである。

甚右衛門は蓮台野村の人々にも大きな影響力があったと思われるが、直接、蓮台野村をまとめていたのは甚右衛門配下の六兵衛であった。六兵衛は何故か北小路村の御役田地支配にも関わり、そのような中から六条村ともつながりを持っていた。そのため蓮台野は行刑役を出していたのである。

牢屋敷外番役人足数							二条城掃除役人足数													
銭座村	西野村	南内村	昇揚村	北小路村	川崎村	六条村	柳内村	あかい村	十三ヶ村	撰津村	青屋	かき上げ	東しな浦	山しな内	北小路	野口	六条村	天部村	村	
二〇〇	三三三	一一〇	一六〇	一三六	二四三	二二七	六	三六	四〇	一〇〇〇	一六〇	二〇	一一〇	一六〇	一四〇	二四〇	三三四	人数		
藍染屋中	仁左衛門	中野村	西代村	小島村	蓮臺野村	天部村	北川原	瀧か口村	山城八ヶ村	十三ヶ村	江洲村	西代村	小島村	西しな浦村	山しな野	中野	れんたいの	九条	川崎村	村
一〇〇〇	三六	三六〇	七〇	一四〇	二四三	三五九	六	三六	四四	四〇	七〇	一六〇	三三四	三六〇	一四〇	一一〇	三三四	人数		

図1 「京都柳原町史」より

「京都御役所向大概覚書」より

野口と蓮台野の二つの村にとって大きな転機となるのが1708（宝永5）年の一連の出来事である。

まず3月8日京都市中に大火災が起こり小川通り御池上るにあつた牢屋敷が焼失してしまい、囚人を移して監視する人足が多く必要となる。その結果、臨時の収容所の内の番は非人が、外の番は穢多村の5カ村（天部・六条・川崎・蓮台野・北小路）が担当することとなる。

次いで4月には雑色より六条村に召捕方が命ぜられ、蓮台野村も六条村に従ってその公用に出て行くこととなる。こうした中で蓮台野村は六条村の組下として扱われるようになる。

そこへ7月26日、二条城掃除役を差配していた下村文六が死去し、下村家は相続が認められずに断絶、掃除役は廃止される。

9月になると蓮台野村にも大きな影響力を持っていた野口村年寄甚右衛門が死去する。この甚右衛門の死は「六条村組下蓮台野村支配の年寄甚右衛門」と記録され、六条村は甚右衛門配下の下役人14人に対し御公用筋の触方を命じている。同月28奉行所に斃馬飼主の調査を命じられると六条村は北小路村と共に蓮台野村をも

組下にして両村を人別調査している。

翌10月、ついに野口の人々は蓮台野村に移転・吸収される。蓮生寺の記録には「替地により宝永5年、蓮台野に移転」とあり楽只小学校の沿革史によると「本学区は旧芦山寺の北木瓜原野口に住んでいた妙玄尼が宝永5年に蓮台野に土地を求めて移転した」とある。野口を吸収した蓮台野村は1709（宝永6）年、二条城掃除役を廃止されたかわりに他の穢多村と同様に牢屋敷外番役を命ぜられ六条村組下として人足をだしていく。

さらに1710（宝永10）年8月、年寄役のいない紙屋川の人々から年寄役を請われた際「本村は六条村の技郷である」と答え、自他共に六条村を頭村とする枝郷であることを認めるようになった。

6 江戸幕府の穢多村支配

この野口と蓮台野の動きを江戸幕府による京都の穢多村支配のあり方と結びつけて考えたい。1600（慶長5）年、関が原合戦の勝利を受け豊臣氏の後を継いで京都支配に着手した徳川氏は板倉勝重を所司代に発令する。この板倉が

中心となって京都支配が進められていくこととなるが、古来からの旧勢力が強い京都の特殊性を無視するわけにはいかず『四座雑色』という室町時代からの治安維持機構をそのまま温存、活用することとなる。四座雑色の末端で行刑役を担わされていたのが刑場との結びつきの強い河原者＝穢多であった。天部・六条・川崎は新しい徳川の時代になってからも従来からの斃牛馬の処理などの生業の権利、自分たちの存在を認めさせるため、行刑役を担うこととなる。悲田院支配の非人もまた、四座雑色の下で行刑役を担っていた。

一方、天部（もしくは川崎）村出身の庭師である下村彦惣を登用し、下村家は二条城掃除役を通して京都ばかりか上方一円の穢多村支配を行うこととなる。この結果、京都の穢多身分は四座雑色—天部・六条村—各地の穢多村という治安維持を担当する系統。いま一つは下村家—穢多村という二条城掃除役という二つの流れによって網羅・支配されていくこととなる。なぜ、このような二重の系統が必要であったのかを考えると、行刑役を担わない野口の存在は大きな意味があると思われる。天部・六条・北小路・川崎村は四座雑色の下で行刑役をつとめていたが、千本野口は行刑役を出してはいなかった。これは中世野口の河原者が近衛家という有力な公家との関係を持つという由緒があったため、武士—室町幕府権力との結びつきが希薄であったため—と考えられる。さらには他の村がすべて中世期の鴨川の河原者との関係が推定されるのに対し、野口は鴨川とは地理的に縁がなかったこととも関係しているのかもしれない。

そうすると1708（宝永5）年の出来事は京都の穢多村全体を考えても重大なことになってくる。行刑役を担わない野口の実力者である甚右衛門の死。下村家3代目文六の死は京都ばかりか畿内の穢多村にとって二条城の掃除役の廃止となり、以降、穢多村支配は四座雑色の下で行

われるに至る。細やかな事情は不明だが、全国的な徳川幕藩体制の確立（封建的身分制度の確立）の中で野口を吸収した蓮台野は以降、六条村の組下（技郷）として幕末まで存在することとなる。二条城掃除役を廃されたあと、各穢多村が連署で下村家の弟への相続と掃除役の復活を願いでているが認められず5カ村には牢屋敷外番役が命ぜられることとなる。その人足数は表1のとおりで蓮台野村は年間243人を出している。これは千本仁右衛門屋敷として記録されている36人と合わせれば、従来、野口と蓮台野が出していた二条城掃除役の人足とほぼ同数となる。この千本（野口）仁右衛門屋敷なるものがどういうものなのかはよくわかっていない。蓮台野に移らず野口に残った人たちがいたのか、あるいは単なる記録上の名残りとも考えられるが、直接、人足は出さず夫代銀を払っていたようである。

1718（享保3）年の記録によると当時の蓮台野村の人口は123人。以降、これらの人々は三条西土手の刑場の普請に人足を出したり、行刑役すなわち処刑の用意・あと始末、刑場の警護、火葬用の柴の調達、刺青刑などの仕置人、牢死者の受取、流罪者の護送、牢破りの探索、二条城堀への投身自殺者の片付けなどを行っていた。それらは無償でなく費用・報酬は年寄が受け取ることとなっていた。しかし一方1708（宝永5）年直後には六条村の組下であることを自他共に認めた蓮台野村も1726（享保11）年になると六条村からの独立を目指す動きをみせる。柏野紙屋川の雪駄直しの箱代銭を六条村が独占していたことに対し、その分け前を主張、認めさせる。1733（享保18）年2月には火役御用に逆らい天部・六条より訴えられる。蓮台野村の行動は認められないものの同年3月には再び北小路村年寄と共に牢屋敷外番役の夫代銀の受取を主張しており、それは認められることになる。さらに蓮台野にとって無視できないのが『小法

師』である。小法師とは中世から近世を通して禁裏（御所）の清掃、樹木の植え替えや手入れなどの雑役に従事した人のことである。1734（享保9）年に小法師与治兵衛は夜の禁裏へのつとめの以前からすでに蓮台野村からは小法師が手下を従えて禁裏に出入りしていたことがわかる。小法師役は天部村関係からも7人が出ていたが1724（享保9）年に禁中での犬の死体の処理を拒否した結果、天部村は小法師役をとりあげられるものの後には復活する。

以上から小法師役には天部村年寄と蓮台野村年寄の二つの流れがあったものと推定できる。これは蓮台野と朝廷とのつながりを考えたとき信長―秀吉―徳川と時の武士政権と積極的に接触した天部村に比べると、中世において「野口の河原者」が近衛家とつながり「千本の赤」が北野神社や禁裏の梅林を植えるのに関わったことなどがよみがえる。そしてこの時期、蓮台野村が六条村から独立する動きの時期と重なるのも興味あるところである。組下にはなったが朝廷との結びつきに関しては天部と並ぶ役割を蓮台野村は持っていたのである。1761（宝暦11）年の記録には「蓮台野村小法師与次兵衛が下役6人を従えて勤めた」とあり1780（安政9）年には菊の御紋付箱提灯を朝廷から給わり、幕末まで小法師役を蓮台野村はつとめている。また1813（文化10）年には野口与次兵衛が二条城へ銀5枚を上納したり鞍を包む革の上納を要求されたりしている。

明治維新後の1869（明治2）年に諸家からの朝廷への献上が廃止されても小法師からの献上は従来どおりであった。この朝廷との結びつきは維新に際しての年寄元右衛門の身分取立歎願書、さらには孫の益井信の士族編入へとつながっていく。

7 幕府の動揺と人々の暮らし

その他、蓮台野村の様子を資料で見ると、1747（延享4）年、年寄与次兵衛の居小屋から出火し、60軒が焼失したとの記録が見られる。1715（正徳5）年の記録では46軒（浄土真宗本願寺派）とともに、現在、千本部落にある正覚寺（浄土真宗大谷派）は1739（元文4）年に本尊寺号が許可されたとの記録があり、それ以前から存在したものと考えられる。つまり二つの寺を維持していくだけの経済的基盤と人口を有していたということである。

村の人々の暮らしはどうであったのか？一言で「穢多身分」と言っても年寄は下級役人村の支配者であり公用・私用とも帯刀を許されていた。小法師も麻上下で参上し羽織・脇差で勤めていたようで見たいには武士と同様の待遇であった。しかし、彼らは特権的な存在であり村の多くの人々の暮らしは相当、苦しかったと思われる。村人たちは人足として行刑役をつとめてはいるが、それだけで生活が保障されたわけではない、皮なめしや雪駄直して生計を立てていた。中世の河原者以来、斃牛馬処理・皮剥ぎ・皮なめしは穢多村の独占的権利となっていたが近世、いわゆる皮革細工は穢多ではなく職人・商人がおこなっていた、つまり皮製品は町人が扱っていたのである。

幕藩体制が動揺しだす18世紀中頃になると度重なる飢饉によって京中は地方からの流入者が増大し、身分制度は動揺し―非人斬髪などのように穢多・非人身分を締め付けることで民衆への見せしめにすべく、いわゆる「穢多狩り」がたびたび行われる。1740（元文5）年の記録によると、蓮台野村の伊兵衛が町屋の下女チヨを妻としたことが「不届きである」として伊兵衛は三日晒しのうえ追放、チヨも同様に三日晒しのうえ、穢多手下とされる。

また行刑についても処刑者が増大し「犯罪者」へは重罰が加えられていく。大塩平八郎の乱で

は京都5カ村から各20人の手下が、大塩残党の摘発に動員されている。生きていくためには権力の命令を聞かざるを得ず、それがまた民衆の差別を倍加する—これこそが差別の再生産システムである。

芝居・相撲などの興行に天部・六条村などとともに蓮台野村は深く関わっていたようで、1715（享保元）年、北野の森七本松で行われた相撲の槽銭（入場料の1/10）を支払えと、蓮台野村が興業主の実相寺を訴えている。この訴えの中で槽銭は刑場などで使用するすき、くわ、かま、ほうき他の道具を調達する費用であり、それが昔からの慣わしであると主張している。京の穢多村5カ村は中世から続く河原での芸能への関係からか、あるいは治安対策上、多くの人が集まる芝居などを監視・警戒するためか、こうした興業に深く関わっていた。ただ、注意しておきたいのは江戸時代における穢多は、直接に芸能を担った人々ではなかったことである。この間、中世賤民の芸能・文化における役割が重視されているが、少なくとも京都においては、近世の穢多に連なる中世の河原者がいわゆる芸能を担ったということはなかったと考えられる。